

平成29年12月5日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年12月5日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただき誠にありがとうございます。

ただ今より、平成29年第4回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

もう12月の声を聞いてから、寒さが一段と厳しくなってきたような感じがしておりますが、そういう寒さにも負けずに議員皆様方におかれましては、住民の幸せ向上のために、そしてそのためには住民サービスの向上のために、日夜議員活動に精錬していただいていることと推察をいたします。

そういう中におきまして、今日から12月議会の開会であります。

どうか慎重審議をお願いし、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、私共にとっても、また議員の皆様方にとっても有意義な12月議会となりますことを心から期待をして、開会に際してのご挨拶といたします。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成29年第4回多度津町議会定例会は成立をいたしました。

これより、第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番塩野拓二君、13番門瀧雄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長（塩野 拓二）

会期の件でございますが、本日12月5日より12月14日木曜日までの10日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願いいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より12月14日までの10日間とし、日程については、12月5日本日ですが火曜日提案説明、6日水曜日休会、7日木曜日から8日一般質問、9日土曜日と10日日曜日は休会、11日月曜日総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、12日火曜日総務教育常任委員会、建設産業民生常任

委員会、一応予備日といたします、13日水曜日休会、14日木曜日議案審議といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月14日までの10日間とし、先に言いました日程によることに決定をいたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略をいたします。

次に、委員長報告を行います。

11月13日及び11月27日に開催されました総務教育常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小川保君。

総務教育常任委員会委員長(小川 保)

おはようございます。

平成29年11月13日に開催しました総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項。

1. 多度津町新庁舎整備基本構想(案)について。

審議結果。

1. 多度津町新庁舎整備基本構想(案)についての説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。

一つ、限られた期間内で庁舎を整備する行程表が示されているが、新庁舎整備検討委員会を頻繁に開くような具体的な計画はあるのか。

一つ、議場などの議会関連施設に対する議員からの要望事項は、どのようにして反映させるように考えているのか。

一つ、老朽化に伴う庁舎建て替えの必要性は認識しているが、基本構想で10年から20年先の多度津町の循環経路や人口構成を検討しているか。また、防災拠点や避難所として適切か、位置的に行政拠点として適切かどうかや庁舎へのアクセスが良好なものであるか。併せて、行政コストをかけたものが長期的に効果を得られるかなどを検討しているのか。緊防債は今後も継続すると思われるが、平成32年に完成を目指すのであればレイアウトが出来てないといけないのではないのか。

一つ、以前の多中建設時には東日本大震災により、工期が延びたり資材の高騰等で予算が途中で変わったことがあるがどういう考えを持っているのか。

一つ、新庁舎の整備スケジュールでいくと、残り3年で完成するのは非常に難しいので

はないか。

一つ、緊防債は平成32年までとなっているが、今後も継続される可能性もあるのではないか。

一つ、まちづくりの一環としての庁舎建設に際して、住民の意見を聞く校区ごとの説明会はできないのか。

一つ、建設候補地の海拔はどのくらいか。駅周辺開発の中での庁舎建設となるが、娯楽施設の業者が来る可能性はあるのか。

一つ、津波を考慮して建設候補地を地上げするのか。

一つ、建設候補地にはパーク&ライドもあるが、来庁者用の駐車場は職員用も含めて確保できるのか。

一つ、駅の南が候補地となっているが、以前検討したといわれる別の場所を再度考えてもらいたい。それと基本方針の(1)町民にとってわかりやすく、人にやさしい庁舎(4)親しまれ、憩いの場となる庁舎についてをもう少し説明してもらいたい。また、32年に緊防債を使うのであれば、もっと議論をして庁舎は住民サービスを考えたものを造ってもらいたい。

一つ、緊防債は32年までだが、延長される可能性もあり、あと1ヶ月半待てば結果が出るので急ぐ必要はないのではないか。設計も余裕を持って出来るようにするため、その結果を待つ可能性はあるのか。

一つ、次世代の若者の声を反映し、交流カフェのような交流施設を庁舎に入れて若い人や子どもが開放的に役場に来られる施設にする方針も掲げてもらいたい。

一つ、国の基準に基づき新庁舎の規模を5,000㎡で検討しているが、会議室・交通部分・倉庫の面積を確保するために5,000㎡より大きくした方が良いのではないか。

一つ、緊防債を使う前提で突っ走っているが、大事なものは基本構想・基本計画を、じっくり時間をかけて練るべきで、計画が出来た時点で仮に緊防債が使えるのなら使うといった方が良いのではないか。

一つ、役場庁舎は中心部にあるべきだが、10~20年後には県道等の道路状況が変わる可能性もあり、中心部ではない駅の裏に出来るということはどう考えるか。

一つ、四箇地区のJA付近に7,000~8,000㎡の農地が道路に隣接しており、開発の余地があるが、緊防債を使っても土地の取得が可能でないか。

一つ、多度津町全体の活性化を考え、移転によって空洞化しないように庁舎を中心に色々なものを組み合わせて人が集まれる環境を造ってもらいたい。

一つ、確認事項として32年度までの緊防債の国の財源はどうなっているのか。

一つ、少し前に駅周辺開発に関連して商業施設と庁舎が一緒になったものを造るという話もあったが、パーク&ライドも含めた町有地に庁舎ができると駅周辺の開発ができなくなるので、駅周辺開発を考えるのなら32年にこだわらず時間とお金をかけてでも他の場所も検討するべきでないか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、現時点では具体的な検討委員会の計画は決まっていないが、管理職による検討委員会と併せて係長以下の若手職員による部会も開催することを想定している。

一つ、基本計画で詳細を詰めていくことになるので、議会スペースについても議会の意見を聞きながら基本設計・実施設計を作っていくたい。

一つ、将来的な人口構成等は基本計画の中で検討することとし、新庁舎は防災対策の拠点や避難所として活用できるよう整備することを考えているが、具体的には今後の基本計画の中で検討したい。行政コストをかけたものが長期的に効果を得られるかについては、どの程度の庁舎を建設するかでコストや評価が変わってくる。完成が32年度末までと決められているので急がなければならないが、焦らずに取り組み、基本計画と基本設計をセットで進めることも考えたい。

一つ、人口は微減の状態が続いているが、豊原地区のように地区によっては部分的に増加する傾向が続くものと考えている。アクセスについては、浜街道や多度津・丸亀線の整備によって条件は良くなると考えている。建設コストについては、基本計画の中で資材高騰等も念頭に入れて検討したい。

一つ、29年度中に基本計画を終える予定であるが、入念にする必要があるため、場合によっては、基本計画と基本設計をセットでするなど様々な手法を考えないといけないと思っている。

一つ、緊防債の延長の可能性は否定できないが、国が延長を検討しているとは聞いていないので、現段階では32年までということに検討すべきであり、南海トラフ地震の津波浸水エリアにある築50年を経過した現庁舎を建て替えるという緊急の課題の中で、健全な財政運営を維持するには有利な緊防債を活用するのが大事だと考える。

一つ、基本計画についての校区毎の説明会開催は難しいが、パブリックコメント等で住民の意見を頂くことは考えている。また、各校区ごとで議員の出席を頂いて対話集会も開催したい。

一つ、地域が活性化できるように駅周辺にも企業を誘致したいと考えており、娯楽施設が来るのならば検討したい。建設候補地の海拔は2.9mである。

一つ、想定される津波は駅の北側で止まるが、ため池決壊のハザードを考えて少し地上げする必要があると考える。具体的な高さは基本計画・基本設計の中で検討する。

一つ、パーク&ライドの存続は別途協議する必要があるが、建設候補地は4,900㎡の面積があり、それに600㎡までは追加することも可能と考えられる。

一つ、基本方針を実現できるように今後、基本計画の中で具体的に検討していきたい。

(1)についてはユニバーサルデザインの導入を、(4)については親しまれ、憩いの場となるような福祉センターの会議室機能を検討している。

一つ、建設候補地の再検討については、以前の検討で適当な町有地や空地等がなかったことや緊防債を利用しようとしているため、期間と予算の関係で難しい。

一つ、前回の緊防債は28年末に延長されることになった経緯があり、それでいくと32年12月頃に決まると思われ、早い時点で延長が決まることはないと考えられる。

一つ、緊防債で使えるのは防災拠点の機能を持つ役場のみで、付随したものは緊防債が使えないため、防災拠点施設以外の交流施設は急いでやる必要はないと考えているが、若者が集える場所・子育て支援が出来る場所など憩いや交流の場所となればと思っている。

一つ、文書管理も含め現庁舎と同じものを同じスペースで造る考えはなく、利便性が良くて機能的で効率的な良いものを議会の意見を聞きながら造ろうと思っている。

一つ、喫緊の課題は南海トラフ地震であり、今すぐ起こっても不思議でない状態なので緊防債の延長という仮定の話には乗れない。町民の生命と財産を守る責務のために緊防債は財政的にも活用したい。

一つ、人の動きによって町の中心という概念は変わるが、道路とか鉄道のインフラは変わらないので、そういうものを活用した町づくりを考えており、現時点での中心に固執すると将来後悔することになるため、想定される中でベストなところを選んでいく。

一つ、J A付近の土地は以前に小学校の統廃合等で検討したが、莫大な予算と長い年月がかかると思われ喫緊の課題の地震に対応することが出来ない。

一つ、緊防債の償還金に対して70%が交付税で措置され、その交付税の財源は所得税・法人税の1/3、酒税の1/2、消費税の22.3%、地方法人税額の全額となる。

一つ、企業にビルを建ててもらい庁舎が入るような案を考えて、個人的に打診をしたところ難しい状況であることが分かったが、今でも駅周辺での活性化の為に商業施設や賑わい創出施設を考えている。しかし、役場に関しては喫緊の南海トラフ地震から町民の生命と財産を守るためには早急な対応が必要であり、財政負担が最も小さくなる緊防債を活用して庁舎を駅南東の町有地で建てようと計画している。

以上のような答弁があり、審議の結果、1. 多度津町新庁舎整備基本構想（案）については、委員会として、採決の結果、原案を了承しないことに決定した。

またその他として、執行部より他2件の報告があった。

続きまして、平成29年11月27日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項。

1. 多度津町新庁舎整備基本構想（案）について。

審議結果。

1. 多度津町新庁舎整備基本構想（案）についての説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。

一つ、多度津駅周辺開発整備について、どのように活性化・にぎわいづくりを図っていくか検討を進めていくと、赤字で記載されているが、多度津駅周辺開発整備特別委員会と相談はしているのか。

一つ、新庁舎の整備と駅周辺開発整備が別々に進むのは良くない。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、多度津駅周辺開発整備について、どのように活性化・にぎわいづくりを図っていくか検討を進めていくというのは、検討については多度津駅周辺開発整備特別委員会にご審議を頂きながら検討を進めていくという主旨で記載している。

以上のような答弁があり、審議の結果、1. 多度津町新庁舎整備基本構想（案）については、委員会として原案を了承した。

以上ご報告申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これより、まず11月13日の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

11月13日に開催されました総務教育常任委員会の委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、11月13日の委員長報告は了承することに決定いたしました。

続いて、11月27日の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

11月27日に開催されました総務教育常任委員会の委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、11月27日の委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について、議案第2号、多度津町

役場出張所設置条例の制定について、議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案説明の都合上、一括議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

おはようございます。

それでは、議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について及び議案第2号、多度津町役場出張所設置条例の制定について、並びに議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての3議案について、関連がありますので一括して提案説明を申し上げます。

始めに、議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について、提案説明を申し上げます。

これは、平成30年4月の機構改革に伴い、多度津町行政組織条例を新たに整備しようとするものでございます。

第1条は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるために「課等の設置」として規定するものでございます。

第2条は、当該事務について「事務分掌」として別表に規定するものでございます。

第3条は、「委任」に関する規定でございます。

続いて、2・3ページをお開きください。

こちらは、第2条で規定する「事務分掌」の概要について、別表として室及び課別に表記したものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則により、施行期日を平成30年4月1日とするとともに、旧「多度津町行政組織条例（昭和33年多度津町条例第123号）」について廃止しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号、多度津町役場出張所設置条例の制定について、提案説明を申し上げます。

これは、平成30年4月の機構改革に伴い、事務を分野別に分掌することを規定する「行政組織条例」とは別に、事務を地域別に分掌することを規定するために「多度津町役場出張所設置条例」として新たに整備しようとするものでございます。

第1条は、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるために「設置」に関して規定するものでございます。

第2条は、「名称、位置及び所管区域」として別表のとおり規定するものでございます。

第3条は、「委任」に関する規定でございます。

なお、附則により、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

引き続き、議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

これにつきましても同じく平成30年4月の機構改革に伴い、「職員の特殊勤務手当に関する条例」その他4条例について、一括して整備しようとするものでございます。

まず第1条の「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」では、現在、野犬等の引取りに従事する職員を特定の課に限定されているものを解除しようとするものです。

第2条は、「多度津町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正」で、福祉センターの管理に係る担当課を福祉保健課から総務課に改めようとするものでございます。

第3条は、「多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正」で、社会福祉施設の管理運営に係る担当課を福祉保健課から健康福祉課に改めようとするものでございます。

第4条は、「多度津町環境審議会条例の一部改正」で、同審議会の庶務に係る担当課を環境課から住民環境課に改めようとするものでございます。

第5条は、「多度津町住居表示審議会条例の一部改正」で、同審議会の事務局に係る担当課を総務課から政策観光課に改めようとするものでございます。

以上、機構改革に伴い5つの条例を一括して整備しようとするもので、附則により施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

一括して提案説明申し上げました、議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について及び議案第2号、多度津町役場出張所設置条例の制定について並びに議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての3議案について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第5号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第4号から議案第7号までの4議案につきましては、関連がありますことから、一括して提案説明を申し上げます。

本改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、去る11月17日に勧告どおりの実施が閣議決定され、本町におきましても、他の地方公共団体の改定措置

等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

改正の主な内容につきましては、議案第4号では、「議会議員の期末手当」について、議案第5号では、「特別職の職員の期末手当」について、議案第6号では、「教育長の期末手当」について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.05月分引き上げようとするものです。

議案第7号では、「一般職員の給与」について、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で0.15%引き上げるとともに、勤勉手当について、支給月数を年間0.1ヵ月分引き上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.4ヶ月とすることとし、これらの改正措置を平成29年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは、議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成29年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の5をプラスし100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

第2条関係でございますが、平成30年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分—100分の162.5ずつ割り振り、6月期は100分の160から162.5に第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は29年度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成29年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて、年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

第2条関係でございますが、平成30年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分—100分の162.5ずつ割り振り、6月期は100分の160から

162.5に、第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は29年度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成29年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の165に改め、既に支給されている6月期分100分の160と合わせて、年間支給割合を100分の325とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

2条関係でございますが、平成30年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の325の半分—100分の162.5ずつ割り振り、6月期は100分の160から162.5に、第1条で改正しました12月期を100分の165から162.5とし、年間支給割合は29年度と同様の100分の325とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、第1条関係ですが、2ページからご覧ください。

勤勉手当の改正でございます。

第20条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の平成29年12月期の勤勉手当について、100分の10プラスし100分の95に改め、既に支給されている6月期分100分の85と合わせて、年間支給割合を100分の180とするものでございます。

同項第2号の改正は、再任用職員の平成29年12月期の勤勉手当について、100分の5プラスし100分の45に改め、既に支給されている6月期分100分の40と合わせて、年間支給割合を100分の85とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、2ページ下段から7ページにあります、別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。

再任用職員以外の職員につきましては、新の改正後の下線部分、1級の1号級から93号級

まで、2級の1号級から125号級まで、3級の1号級から113号級まで、4級の1号級から93号級まで、5級の1号給から93号級まで、6級の1号級から85号級まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ400円から1,000円の引き上げとなっています。

再任用職員につきましては、7ページ下段の下線部分、400円引き上げとなっています。

続きまして、第2条関係です。

8ページから9ページ中段をご覧ください。

この改正は、平成30年度以降の勤勉手当の年間支給割合について、第1号再任用職員以外の職員については、第1条で改正しました6月期100分の85、12月期100分の95から、6月期と12月期に100分の90を割り振り、年間支給割合を29年度と同様の100分の180とするものです。

第2号の再任用職員については、第1条で改正しました6月期100分の40、12月期100分の45から、6月期と12月期に100分の42.5を割り振り、年間支給割合を29年度と同様の100分の85とするものです。

9ページ中段からをご覧ください。

附則第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された勤勉手当は、第1条の規定による勤勉手当の内払いとみなすこと、第4項では適用者の在職基準日、第5項ではこの条例の施行に関し必要事項は規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号の4議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第8号、多度津町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

議案第8号、多度津町手数料条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、「介護保険法」の法改正により、居宅介護支援事業者の指定及び6年毎の更新申請事務を現在、都道府県が行っておりますが、この権限を都道府県から市町村に平成30年4月1日に移譲されることとなりました。

そのことに伴い居宅介護支援事業者並びに地域密着型サービス事業者等の指定更新申請に係る手数料の徴収について新たに規定を創設するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

別表、第2条関係でございます。

別表中の8の項の次に9の項を新たに追加しようとするものです。

9「介護保険法（平成9年法律第123号）に係るもの」、（1）指定居宅介護支援事業者指定申請手数料、手数料の額は1件につき2万円、（2）指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料、手数料の額は1件につき1万円、（3）指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料、手数料の額は1件につき2万円、（4）指定地域密着型サービス、2ページをご覧ください。

事業者指定更新申請手数料、手数料の額は1件につき1万円、（5）指定地域密着型介護予防サービス事業者（指定地域密着型サービス事業者の指定申請と一体的に行うものは除く）指定申請手数料、手数料の額は1件につき1万円、（6）指定地域密着型介護予防サービス事業者（指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請と一体的に行うものは除く）指定更新申請手数料、手数料の額は1件につき1万円、（7）介護予防・生活支援サービス事業 指定事業者指定申請手数料、手数料の額を1件につき1万円、（8）介護予防・生活支援サービス事業 指定事業者指定更新申請手数料、手数料の額は1件につき1万円を加え、9の項は、ひとつ繰り下がり10に改正するものでございます。

3ページをご覧ください。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の提案説明を申しあげました。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第9号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

産業課長、岡部君。

産業課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第9号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、条例で定めている緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合の緩和措置について、その適用範囲を拡大しようとするものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

改正前の附則3にあります、下線を引いてある箇所「における甲種区域」を削り、当条例第3条の表の、甲種、乙種の全区域を緩和措置の対象とするものでございます。

2ページをお開きください。

附則として、施行日につきましては「この条例は、公布の日から施行し、改正後の多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。」と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の提案説明を申し上げました。

宜しくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第10号、多度津町水道事業の設置等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

おはようございます。

議案第10号、多度津町水道事業の設置等に関する条例の廃止についての提案説明を申し上げます。

平成29年11月1日付けで総務大臣の許可を受け、香川県広域水道企業団が発足いたしました。

平成30年4月1日より事業が開始され、直島町を除く県内全ての水道事業が統合されることとなります。

これに伴いまして各構成団体での水道事業は廃止する必要があることから、「多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例」により、当町における水道事業を廃止するもので、附則第1項で施行期日は、平成30年4月1日とするものでございます。

また、水道事業が廃止されることに伴い、関連する条例の廃止及び改正が必要となることから、同じく附則において廃止及び改正を行います。

附則第2項において、「多度津町水道事業について地方公営企業法を適用する期日を定める条例」、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」、「多度津町水道事業給水条例」、「多度津町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」、「多度津町水道事業の剰余金の処分等に関する条例」の5つの条例について廃止をいたします。

附則第3項の多度津町職員の定数に関する条例の一部改正においては、職員の定義から公営企業に関する規定を削り、職員の定数に関して、水道事業の事務部局の職員を町長の事務部局の職員に加える変更を行います。

第4項、多度津町公共下水道条例の一部改正におきましては、使用料の徴収について具体的に規定し、また、現在水道事業に委託している徴収業務等を、今後も委託することを視野に入れた改正を行います。

第5項、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正におきましては、企業職

員に関する規定を削り、第6項、多度津町行政手続条例における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正におきましては、地方公営企業法に関する規定を削ります。

第7項、多度津町情報公開条例の一部改正及び第8項、多度津町個人情報保護条例の一部改正におきましては、水道事業管理者の規定を削除いたします。

第9項、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正におきましては、議会の同意を得るべき公の施設から、上水道施設を削除し、所要の改正を行うものです。

以上のおり、水道事業の廃止に伴い5条例について廃止し、7条例について一部改正を行うものです。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第11号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

それでは、議案第11号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額87億5,470万円に、歳入歳出それぞれ1億5,730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,200万円とするものでございます。

この度の補正予算の内、歳出における増額補正の主なものは、土木管理費、児童福祉費、社会福祉費、住宅費などの他、減額補正の主なものは、農業費、都市計画費などでございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、繰越金、地方交付税などの他、減額補正の主なものは国庫負担金、国庫補助金などでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございます。

5ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

まず、期間については「平成29年度から平成46年度まで」と変更はございませんが、事項については、「（仮称）1市2町学校給食センター整備運営事業」となっていたものを「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業」に、限度額については、「25億6,767万3,000円」となっていたものを「21億6,862万4,000円に金利変動、物価変動及び提供給食数の変動等による増減額を加算した額」にそれぞれ補正するもので

ございます。

次に、第3条、地方債の補正でございます。

6ページをお開き下さい。

第3表、地方債の補正は、限度額の補正で、河川整備事業を8,230万円に減額補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

24ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は、56万1,000円を増額補正し、1億834万7,000円に改めるもので、項1. 議会費の目1. 議会費は、職員手当等の増額でございます。

26ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、33万2,000円を減額補正し、12億8,544万円に改めるものでございます。

項1. 総務管理費の目1. 一般管理費は、職員手当等67万5,000円の増額、目5. 財産管理費は、工事請負費等702万4,000円の増額、目6. 企画費は、負担金補助及び交付金等1,187万円の減額、目8. 出張所費は、職員手当等6万6,000円の増額、目10. 交通安全対策費は、職員手当等6万1,000円の増額。

項2. 徴税費の目1. 税務総務費は、給料等44万円の減額。

28ページをお開き下さい。

項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費は、給料等411万3,000円の増額。

項5. 統計調査費の目1. 統計調査総務費は、職員手当等3万9,000円の増額でございます。

30ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、2,474万1,000円を増額補正し、29億5,816万円に改めるものです。

項1. 社会福祉費の目1. 社会福祉総務費は、扶助費等540万円の増額、目2. 国民年金費は、職員手当等8万円の増額、目3. 老人福祉費は、繰出金等85万7,000円の増額、目7. 障害者福祉費は、委託料32万4,000円の増額。

項2. 児童福祉費の、目1. 児童福祉費は、扶助費等830万4,000円の増額、目2. 児童保育費は、負担金補助及び交付金等67万6,000円の増額。

32ページをお開き下さい。

目3. 母子福祉費は、扶助費400万円の増額、目5. 乳幼児福祉費は、扶助費等510万円の増額でございます。

34ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、172万3,000円を増額補正し、6億8,110万7,000円に改めるものでございます。

項1. 保健衛生費の目1. 保健衛生総務費は、負担金補助及び交付金等63万9,000円の増額、目2. 予防費は、財源内訳の変更でございます。

目3. 環境衛生費は、委託料67万1千円の減額、目4. 火葬場費は、委託料等87万円の増額、目5. 環境保全費は、職員手当等23万6,000円の増額。

項2. 清掃費の目1. 清掃総務費は、負担金補助及び交付金等117万9,000円の増額、目2. し尿処理費は、償還金利子及び割引料等11万5,000円の増額、目3. じん芥処理費は、役務費等64万5,000円の減額でございます。

38ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、49万5,000円を増額補正し、2,065万6,000円に改めるもので、項1. 労働諸費の、目1. 労働諸費は、賃金の増額でございます。

40ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、2,130万6,000円を減額補正し、2億8,333万1,000円に改めるものでございます。

項1. 農業費の目1. 農業委員会費は、職員手当等8万6,000円の増額、目2. 農業総務費は、職員手当等26万9,000円の増額、目3. 地籍調査費は、委託料等2,166万1,000円の減額でございます。

42ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、8,000円を増額補正し、7,851万7,000円に改めるものでございます。

項1. 商工費の目1. 商工総務費は、給料等8,000円の増額でございます。

44ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、1億4,011万5,000円を増額補正し、11億2,697万円に改めるものでございます。

項1. 土木管理費の目1. 土木総務費は、繰出金等1億2,596万円の増額。

項2. 道路橋梁費の目2. 道路維持修繕費は、需用費500万円の増額、目3. 道路新設改良舗装費は、負担金補助及び交付金等5万9,000円の減額。

項3. 河川費の目1. 河川総務費は、工事請負費等346万8,000円の減額、目2. 河川改良費は、負担金補助及び交付金等487万5,000円の増額。

項4. 港湾費の目2. 港湾建設費は、負担金補助及び交付金250万円の増額。

項5. 住宅費の目1. 住宅管理費は、需用費等648万3,000円の増額。

46ページをお開き下さい。

項6. 都市計画費の目1. 都市計画管理費は、負担金補助及び交付金等512万2,000円の減額でございます。

48ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、249万4,000円を増額補正し、4億3,574万9,000円に改めるものでございます。

項1. 消防費の目1. 常備消防費は、職員手当等249万4,000円の増額でございます。

50ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、880万1,000円を増額補正し、10億4,834万2,000円に改めるものでござ

います。

項1. 教育総務費の目1. 教育委員会費は、共済費等20万5,000円の増額、目2. 事務局費は、職員手当等179万3,000円の増額。

項2. 小学校費の目1. 学校管理費は、需用費等109万8,000円の増額、目2. 教育振興費は、扶助費等16万円の増額。

項3. 中学校費の目1. 学校管理費は、共済費等16万8,000円の増額、目2. 教育振興費は、報酬1万5,000円の増額。

項4. 幼稚園費の目1. 幼稚園費は、共済費等281万6,000円の増額。

項5. 社会教育費の目1. 社会教育総務費は、職員手当等67万9,000円の増額。

52ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費の目2. 学校給食共同調理場費は、職員手当等56万1,000円の増額、目3. 体育施設費は、備品購入費等130万6,000円の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、2,322万6,000円の増額補正により、17億387万9,000円に改めるものでございます。

14ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は、224万1,000円の増額補正により、1億6,359万円に改めるものでございます。

項1. 使用料の目2. 衛生費使用料は418万円の増額。

項2. 手数料の目2. 衛生費手数料は193万9,000円の減額でございます。

16ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、1,273万7,000円の減額補正により、8億1,478万6,000円に改めるものでございます。

項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金は、401万円の増額、目3. 農林水産業費国庫負担金は、1,105万8,000円の減額。

項2. 国庫補助金の目3. 民生費国庫補助金は、70万6,000円の増額、目4. 土木費国庫補助金は、675万4,000円の減額、目7. 衛生費国庫補助金は、35万9,000円の増額でございます。

18ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、304万7,000円の減額補正により、6億5,439万円に改めるものでございます。

項1. 県負担金の目1. 民生費県負担金は、200万5,000円の増額、目3. 農林水産業費県負担金は、552万9,000円の減額。

項2. 県補助金の目1. 総務費県補助金は、15万5,000円の増額、目2. 民生費県補助金は、203万3,000円の増額、目3. 衛生費県補助金は、38万5,000円の増額、目6. 土木費

県補助金は、209万6,000円の減額でございます。

20ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、1億4,871万7,000円の増額補正により、1億4,871万8,000円に改めるものでございます。

22ページをお開き下さい。

款15. 町債は、110万円の減額補正により、8億8,363万3,000円に改めるもので、項1. 町債、目3. 土木債の減額でございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額87億5,470万円を、89億1,200万円に改めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第12号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）、議案第13号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

失礼いたします。

議案第12号及び議案13号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第12号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についてでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額32億5,328万8,000円に、歳入歳出それぞれ54万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,383万7,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳出について、国10ページをお願いします。

款1. 総務費は、24万2,000円増額し、4,757万円とするものです。

項1. 総務管理費、目1. 一般管理費は、人件費の増加に伴い、24万2,000円増額するものです。

款8. 保健事業費は、26万円増額し、3,704万8,000円とするものです。

項1. 目1. 特定健康診査等事業費は、特定健診受診券の郵送代として、26万円増額するものです。

款11. 諸支出金は、4万7,000円増額し、5,754万5,000円とするものです。

項2. 操出金、目1. 直営診療所会計操出金は、人件費の増加に伴い、4万7,000円増額す

るものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

国8ページをお願いします。

款8. 繰入金は、28万9,000円増額し、2億7,669万4,000円とするものです。

項1. 他会計繰入金は、人件費の増加に伴い、目1. 一般会計繰入金を4万7,000円、目2. 職員給与費等繰入金24万2,000円をそれぞれ増額するものです。

款9. 項1. 目1. 繰越金は、26万円増額し、3,275万6,000円とするものです。

歳出の保健事業費の増額に対して、前年度からの繰越金のうち26万円を予算化するものです。

次に、議案第13号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3,251万8,000円に、歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,280万4,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳出について、直10ページをお願いします。

款1. 総務費は22万円増額し、2,557万円とするものです。

項1. 施設管理費、目1. 一般管理費は、人件費の増加による4万7,000円の増額と、高見診療所のエアコン故障により、購入費・設置費用として、17万3,000円を新たに計上するものでございます。

款2. 医業費は6万6,000円増額し、713万3,000円とするものです。

高見診療所の血圧計と、薬剤用冷蔵庫の購入費として、項1. 医療諸費、目1. 医療用機械器具費を6万6,000円増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお願いします。

款3. 繰入金は、4万7,000円増額し、2,134万9,000円とするものです。

歳出の総務費の増加に対し、項1. 他会計繰入金、目1. 国保会計繰入金を4万7,000円増額するものです。

款4. 繰越金は、23万9,000円増額し、44万5,000円とするものです。

歳出の総務費及び医業費の増加に対し、前年度からの繰越金のうち、23万9,000円を予算化するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第12号、多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）及び議案第13号、多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）について、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第14号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは議案第14号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額11億3,772万5,000円に、歳入歳出それぞれ4,842万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億8,930万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、総務費の増額補正、下水道費と公債費の減額補正でございます。

一方、歳入は、国庫支出金、町債の減額補正、県補助金、繰入金、繰越金の増額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。

第2表、地方債の補正につきましては、限度額を3億100万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費を、144万9,000円増額補正し、2億843万円に改めるものでございます。

これは、主に平成29年度分の消費税予定納税額が決定したことによる公課費の増額および下水道使用料徴収業務負担金の増額補正によるものでございます。

款2. 下水道費を、4,537万2,000円減額補正し、2億1,432万2,000円に改めるものでございます。

これは、主に多度津山の下水道工事及び新町排水ポンプ場の改修工事委託の減額によるものでございます。

款3. 公債費450万円を減額補正し、6億6,655万円に改めるものでございます。

これは、過去に借り入れた町債における利率見直しによる長期債償還元金の増額及び利子の減額補正によるもので、内訳といたしましては、項1. 公債費、目1. 長期債償還元金が、500万円の増額、目2. 利子が、950万円の減額となるものです。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

款3. 国庫支出金を1,168万円減額補正し、3,036万円に改めるものでございます。

款4. 県支出金は、648万円増額補正し、1,000万円に改めるものでございます。

款5. 繰入金は、1億2,165万8,000円増額補正し、4億4,975万8,000円に改めるものでございます。

款6. 繰越金を、3,771万9,000円増額補正し、3,854万5,000円に改めるものでございます。

款8. 町債は、2億260万円減額補正し、3億100万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額11億3,772万5,000円より、4,842万3,000円を減額し、10億8,930万2,000円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第14号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第15号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

失礼いたします。

議案第15号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額23億4,184万円に、歳入歳出、それぞれ228万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億4,412万4,000円に改めようとするものです。

この度の補正の内、歳出における増額補正の主なものは、負担金と保健福祉事業費でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、繰入金でございます。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご説明申し上げます。

介10ページをお開きください。

款1. 総務費は、128万1,000円の増額補正により、7,068万6,000円に改めようとするもので、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、128万1,000円の増額で人件費及び中讃広域行政事務組合負担金によるものです。

款2. 保険給付費は、総額での増減はありませんが、項1. 介護サービス等諸費は、140万円の減額です。

介12ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費は、140万円の増額です。

介16ページをお開きください。

款4. 項1. 保健福祉事業費は、100万3,000円の増額補正により、553万7,000円に改めようとするもので、おもいやり配食サービス事業業務委託料の増額によるものです。

次に、「歳入」についてご説明をいたします。

介8ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は、35万4,000円の増額補正により、5億50万6,000円に改めようとするもので、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金は、40万円の減額、項2. 国庫補助金、目4. その他の補助金は、75万4,000円の増額です。

款5. 県支出金は、40万円の増額補正により、3億2,715万9,000円に改めようとするもので、項1. 県費負担金、目1. 介護給付費負担金は、40万円の増額です。

款8. 繰入金は、105万7,000円の増額補正により、3億5,586万9,000円に改めようとするもので、項1. 一般会計繰入金、目4. その他一般会計繰入金、52万7,000円の増額、項2. 基金繰入金、目1. 介護保険財政調整基金繰入金、53万円の増額によるものです。

款10. 諸収入は、47万3,000円の増額補正により、277万8,000円に改めようとするもので、項3. 雑入、目6. おもいやり配食サービス事業自己負担金の47万3,000円の増額です。

以上によりまして、歳入歳出の予算の総額23億4,184万円を23億4,412万4,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第15号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第16号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）を、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは議案第16号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は消費税込みとなっております。

それでは、補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

第2条で、平成29年度多度津町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入、第1款、水道事業収益につきましては、313万3,000円増額し、7億7,054万5,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第2項、営業外収益を313万3,000円増額補正するものでございます。

支出、第1款、水道事業費用につきましては、1万1,000円を減額し、7億6,553万9,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項、営業費用を64万円増額、第2項、営業外費用を146万1,000円減額、第3項、特別損失を81万円増額補正するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

平成29年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

収入、款1. 水道事業収益、項2. 営業外収益、目2. 他会計負担金につきましては、100万円を増額するものでございます。

これは、下水道使用料徴収負担金の単価の見直しと徴収件数の増加によるものでございます。

目3. 消費税及び地方消費税還付金につきましては、66万9,000円を増額するものでございます。

これは、今回の補正に伴い消費税及び地方消費税の還付額が増額となるものです。

目4. 長期前受金戻入につきましては、146万4,000円を増額するものでございます。

これは、上半期の実績に基づき、償却資産の減価償却に係る財源の収益化分を増額するものです。

支出、款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費につきましては、339万6,000円を増額するものでございます。

これは、主に薬品費等の増加及び北鴨浄水場夜間監視業務委託に伴う委託料の増額でございます。

目2. 配水及び給水費につきましては、3万4,000円を増額するものでございます。

これは、主に給与改定に伴う給与費の増額によるものでございます。

目3. 受託工事費につきましては、8万7,000円を増額するものでございます。

これは、主に給与改定に伴う給与費等の増額によるものでございます。

目4. 業務費につきましては、129万7,000円を減額するものでございます。

人事異動に伴う給与費の減額によるものでございます。

目5. 総係費につきましては、160万8,000円を減額するものでございます。

これは主に、人事異動に伴う給与費及び賃金の減額によるものでございます。

目6. 減価償却費につきましては2万8,000円増額するものでございます。

これは、上半期実績に基づき、減価償却費を増額するものでございます。

項2. 営業外費用、目1. 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、152万1,000円を減額するものでございます。

これは利率見直しに伴う企業債利息の減額によるものでございます。

目3. 雑支出につきましては、6万円を増額するものです。

これは、上半期実績により過年度水道使用料の減額分を増額するものでございます。

項3. 特別損失、目1. 固定資産売却損につきましては、81万円を増額するものでございます。

これは、量水器の処分によるものです。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の収益的収入及び支出につきましては、11ページから13ページに記載しております。

再度1ページをご覧ください。

第3条で、予算第4条本文括弧中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,333万2,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,397万2,000円」に改め、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,446万2,000円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,444万9,000円」に、「当年度損益勘定留保資金1億6,876万3,000円」を「当年度損益勘定留保資金1億6,732万7,000円」に、「繰越利益剰余金6,010万7,000円」を「繰越利益剰余金6,219万6,000円」に改め、資本的支出の予定額につきまして、次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款、資本的収入につきましては、8万3,000円増額し、2億8,378万4,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第3項、固定資産売却代金を8万3,000円増額補正するものでございます。

支出、第1款、資本的支出につきましては72万3,000円増額し、5億3,775万6,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第2項、企業債償還金を72万3,000円増額補正するものでございます。

次に3ページをご覧ください。

平成29年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書、資本的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

収入、款1. 資本的収入、項3. 固定資産売却代金、目1. 固定資産売却代金につきましては、8万3,000円増額するものでございます。

これは、不要量水器の売却による収入の増額でございます。

支出、款1. 資本的支出、項2. 企業債償還金、目1. 企業債償還金につきましては、72万3,000円を増額するものでございます。

これは、利率見直しに伴い、企業債の元金償還金を増額するものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の資本的収入及び支出につきましては、14ページに記載してございます。

再度1ページをご覧ください。

第4条で、予算第8条に定めた職員給与費を258万8,000円減額し、8,237万7,000円に改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、5ページから7ページに記載しております。

また、この度の補正によりまして、予定損益計算書及び予定貸借対照表並びに予定キャッシュ・フロー計算書が変わりますので、説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり、資金期末残高は、6億2,090万9,000円となっております。

次に8ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は、6億3,988万1,000円、2. 営業費用は、6億9,335万2,000円ですので、営業損失は5,347万1,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は、7,642万5,000円、4. 営業外費用は、3,934万8,000円ですので、経常損失は、1,639万4,000円の予定でございます。

5. 特別損失は、162万8,000円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純損失は1,987万3,000円の予定でございます。また、前年度繰越利益剰余金は3億2,878万3,000円、当年度未処分利益剰余金は3億891万円の予定でございます。

次に、9ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部1. 固定資産合計は76億563万6,000円、2. 流動資産合計は7億5,255万9,000円ですので、資産合計は83億5,819万5,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は32億9,337万9,000円、10ページをご覧ください。

4. 流動負債合計は3億7,659万1,000円、5. 繰延収益合計は、16億4,266万8,000円ですので、負債合計は、53億1,263万8,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は24億5,917万1,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は5億6,569万円ですので、剰余金合計は5億8,638万6,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は30億4,555万7,000円、負債・資本合計は83億5,819万5,000円の予定でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第16号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第17号、教育委員会委員の任命についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第17号、教育委員会委員の任命につきまして提案理由のご説明を申し上げます。
多度津町教育委員会委員として山本恵美子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

山本恵美子氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

同氏は、平成29年12月24日をもって任期満了となります。

現在も、教育委員としまして、教育行政に熱心に取り組んでいただいております。今後におきましても、誠意をもって取り組んでいただけるものと思っておりますので、教育委員として最適任であると考えております。

なお、先の教育委員会制度改革において、平成27年4月以降4年を経過するまでの間に任命する委員の任期については、委員の任期満了期日が特定の年に偏ることのないよう首長が定めることとする特例が設けられており、この特例により山本氏の任期については、平成29年12月25日から平成33年6月30日までの3年6ヶ月とするものです。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定を致しました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより議案第17号についてを採決致します。

本案は原案通りに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定を致しました。

日程第15、議案第18号、特定事業契約の締結について(善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業)を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、竹田君。

教育課長(竹田 光芳)

それでは議案第18号、特定事業契約の締結について、提案説明を申し上げます。

本件は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第12条の規定に基づき、次のとおり特定事業契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものです。

事業名は、「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業」でございます。

事業場所は 善通寺市生野町内、契約の方法につきましては、総合評価による一般競争入札でございます。

事業期間は、契約締結の日から平成46年7月31日までで、契約金額は、59億3,380万9,017円に物価の変動等による増減額及び消費税を加算した額の範囲内でございます。

契約の相手方は、善通寺市生野町1254番地、株式会社善通寺・琴平・多度津学校給食サービス、代表取締役山本徳憲でございます。

また、参考資料といたしまして、事業契約書を抜粋したものを添付いたしております。

なお、本契約につきましては、善通寺市及び琴平町との共同で、P F I方式で実施する事業でありますので、1市2町と事業者との4者契約となっており、契約金額より本町の応分の負担をいたします。

先程 申し上げました契約締結日は、本町・善通寺市及び琴平町の各議会における本契約の可決のあった日の中で、最終の日としております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第18号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を規するため、会議規則第39条第1項の規定により議案第1号から議案第7号、議案第11号から議案第16号及び議案第18号の14議案を総務教育常任委員会に、議案第8号から議案第10号の3議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、17議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございました。

散会 午前10時48分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 12 月 5 日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記